

# 那覇市男女共同参画推進条例

一人ひとりがいきいきと豊かさを実感できる社会をめざして



那 覇 市

本市では、これまで男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行、女性に対する暴力など男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

また、少子高齢化や高度情報化など私たちをとりまく社会経済情勢が急速に変化しています。その急速な変化に対応し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる社会をつくるためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、市の施策とあわせ、市民、事業者及び教育者が主体的に取り組むことが重要であり、基本理念や責務などを示し、市、市民等が協働して取り組むため、条例を制定しました。

今後条例に基づいて、市と市民・事業者・教育者のみなさんとの協働により男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参りたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 条例の構成

### 基本理念（第3条）

### 責務

市（第5条）

市民（第6条）

事業者（第7条）

教育者（第8条）

### 性別による人権侵害の禁止（第9条）

- 性別による差別的扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメントの禁止
- ドメスティック・バイオレンスの禁止

### 公衆に表示する情報の配慮（第10条）

- 性別による固定的な役割分担若しくは、性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮する

### 基本的施策

- 基本計画の策定（第11条）
- 施策の実施状況の公表（第12条）
- 調査研究（第13条）
- 苦情の申出（第14条）
- 広報活動等（第15条）
- 男女平等週間（第16条）
- 審議会等における委員の構成（第17条）

男女共同参画社会をめざします

## 基本理念（第3条）

男女共同参画を推進するうえで、基本となる考え方を6つ決めました。

1 男女の人権が尊重されること。

2 互いの性への理解と性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

3 性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会活動に平等にかかわれるようにすること。

4 政策や方針及び決定への共同参画の機会が確保されること。

5 家庭生活における活動と社会活動について責任を共に果たすこと。

6 国際社会と協調して行うこと。

## 基本的施策（第11条～第15条）

### 基本計画の策定 （第11条）

男女共同参画計画の策定に当たっては、市民、事業者、教育者のみなさんの意見を反映させるようにするとともに、那覇市男女共同参画会議の意見を聴きます。

### 施策の実施状況の公表 （第12条）

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表します。

### 調査研究 （第13条）

男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行います。

### 苦情の申出 （第14条）

市民、事業者、教育者のみなさんは、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に苦情を申し出ることができます。

### 広報活動等 （第15条）

男女共同参画の推進について、市民、事業者、教育者のみなさんの理解を深めるため、広報活動等を行います。

### 男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

（条例第2条「定義」より）

# 男女共同参画社会の実現にむけて みんなで取り組みましょう

## 責務（第5条～第8条）

男女共同参画の推進に、市民、事業者、教育者のみなさんと市が協働して取り組むために、それぞれが果たすべき責務を定めました。

### 市は

- ★ 男女共同参画の推進に関する施策を策定、実施します。（第5条）

### 市民のみなさんは

- ★ 家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
- ★ 市が実施する施策に協力しましょう。（第6条）

## 協働 (第4条)

### 教育者のみなさんは

- ★ 教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めましょう。（第8条）

### 事業者のみなさんは

- ★ 事業活動において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ★ 市が実施する施策に協力しましょう。（第7条）

発行

那覇市総務部男女共同参画室

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-1(新都心銘苅庁舎1F)

TEL.098-951-3203 FAX.098-951-3204

<http://www.city.naha.okinawa.jp/danjo/index.htm>